

あわび・なまこ素潜り漁業の許可について

令和3年3月2日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第28号に掲げる素潜り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| 操業区域 | 漁業時期 | 漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
|--|--|-------|--|
| 坂出市地先（坂出市漁協と松山漁協の第一種共同漁業権区域）（別添図面のとおり） | あわび： 1月1日から 12月31日まで なまこ： 11月1日から 3月31日まで | 1 | ・さぬき市に漁業の根拠地を有する者 ・漁業権者（坂出市漁協、松山漁協）から同意を得た者 |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月2日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年11月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) 漁業権者（坂出市漁協及び松山漁協）との協定事項を遵守すること。
なお、協定事項に違反した場合は、この許可を取り消すことがある。
- (ウ) 他の者を採捕に従事させてはならない。
- (エ) 夜間は操業してはならない。
- (オ) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (カ) 操業中（船からの潜水時）は、国際信号旗（A旗）を掲げること。

坂出市地先(共第120号)

N
1:30,000

